

野々市市監査公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、公益財団法人野々市市情報文化振興財団から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 1 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 財政援助団体等監査の実施年月日 令和 2 年 11 月 10 日（火）
- 2 財政援助団体等監査の結果報告書の提出年月日 令和 2 年 12 月 25 日（金）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 1 月 21 日（木）
- 4 措置を講じた団体 公益財団法人 野々市市情報文化振興財団
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
収益事業には、貸館事業と郵便切手販売の 2 つがあり、令和元年度の割合は総収入の 30 % 程であるが、今後は、貸館の稼働率を上げる方策などを検討され、収益の向上に努められたい。	貸館事業においては、減免団体の予約の見直しを行い、申請等の手続の押印省略など、一般利用者が利用しやすい環境の整備に努めます。
市の財政状況が厳しくなる中、外部団体から助成を受けて行う「市民文化教養講座」などの自主事業を積極的に取り入れることが望ましい。今後とも、助成事業や補助事業を増やしていくことを検討されたい。	当財団の事業目的に合致するかを検討の上、実施可能な助成事業や補助事業について、さらに意識して情報入手に努め、市の事業補助金だけに頼ることなく実施できるようにします。
市内の大学や学校、市民団体等と幅広い連携を図り、理事と評議員からの新しい意見も取り入れ、市民に幅広く自主事業をアピールし、今後は、工夫を凝らした情報発信に努められたい。	事業実施にあたっては、これまでも様々な団体との連携を図ってきたが、新たな団体との連携を視野に入れます。また、当財団理事会や評議員会では事業に対するご意見を積極的にお伺いすることとします。自主事業のアピールについては、今では日常となった SNS を利用した告知を積極的に推し進めていきます。